

地方大学·地域産業創生交付金

公募詳細説明資料

令和6年2月19日

地方大学・地域産業創生交付金事業令和6年度予算案93.0億円「内閣府計上分68.0億円(地方大学交付金18.0億円、デジ田交付金活用分50.0億円) 文科省計上分25.0億円

事業背景

- 地方創生のためには、**若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出**と、日本全国や世界から学生が集まる大学づくりが重要。
- 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている。

事業概要

- 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、
 - 地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門人材の育成を行うことにより、
 - 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会の創出を推進。
- **10年間の計画を総理大臣が認定**し、原則 **5 年間交付金により取組を支援** (※ 6 9 年度目まで、特例的に追加支援する「**展開枠**」あり)
- 国費支援額の目安は、5千万円~7億円/年 (支援額は計画に応じて柔軟に設定可)
- 対象経費等によって補助率は異なる(1/2,2/3,3/4) ※特別交付税措置あり
- 申請者は地方公共団体(都道府県、市区町村(共同申請可)等)当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須(高専等も参画可能)
- 年2回公募(5月と10月に申請受付)、令和6年度は、少なくとも4件程度の新規採択を予定
- 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要
- 地方公共団体での計画作成段階(申請書準備段階)から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施

採択状況

- 平成30年度:富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 令和元年度:<u>秋田県、神戸市</u>
- 令和4年度:函館市
- 令和5年度:石川県、熊本県

島根県 函館市 島根大学 北海道大学 [特殊鋼] [海面養殖] 秋田県 石川県 広島県 秋田大学/秋田県立大学 金沢工業大学 広島大学 〔輸送用機械・電機システム〕 〔複合材料〕 [輸送用機械器具] 富山県 富山大学・富山県立大学 徳島県 〔創薬・製薬〕 徳島大学 岐阜県 [光関連産業] 東海国立大学機構 (岐阜大学、名古屋大学) 北九州市 〔航空宇宙〕 九州工業大学 [産業ロボット] 神戸市 高知県 神戸大学 熊本県 高知大学・高知工科大学・ [医療用機械器具] 高知県立大学 能本大学 [施設園芸農業] [半導体]

※支援開始年度を記載、下線については展開枠へ移行

背景認識 (地方創生における特定分野に強みを持つ地方大学の重要性)

- ○将来にわたって活力のある日本社会を維持するためには、地方創生の実現が必要
- ○地方創生の実現において、若者を惹きつける魅力的な産業・雇用の創出が重要
- ○地方大学には重要な役割を果たすことが期待される

若者を惹きつける産業・雇用の創出と 魅力ある地方大学の重要性

地方創生の基本目標

地方創生の目指す将来像

若者を惹きつける 魅力的な産業・雇用の創出

地域産業の競争力強化

やりがいのある・ワクワクする しごと・雇用の創出

地方産業創生・若者雇用創出を支える 特定分野に強みを持つ地方大学の重要性

特定領域で強みを持つ研究開発

地域ニーズに対応した 人材育成

稼ぐ地域をつくるとともに、 安心して働けるようにする

- 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- 安心して働ける環境の実現

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方への移住・定着の推進
- 地方とのつながりの構築

結婚・出産・子育ての 希望をかなえる

ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる

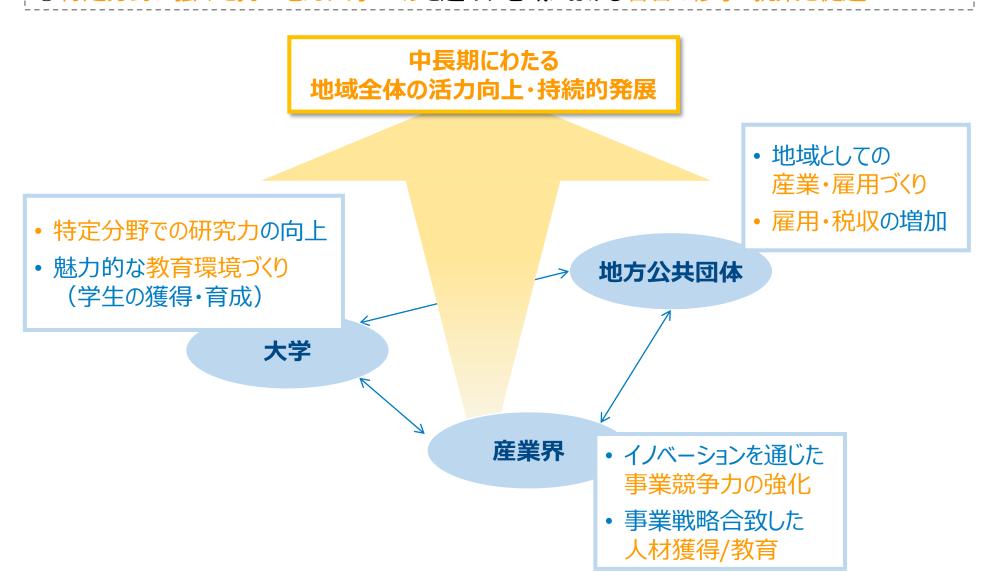
地域の外から稼ぐ力を 高めるとともに、 地域内経済循環を実現する

> 人口減少に適応した 地域をつくる

「東京圏への一極集中」 の是正

本交付金事業が目指す姿

- ○首長のリーダーシップの下、産学官連携による地域の中核的産業の振興や雇用創出と 大学改革を一体的に行う優れた取組を支援
- ○特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進め、地域における若者の修学・就業を促進

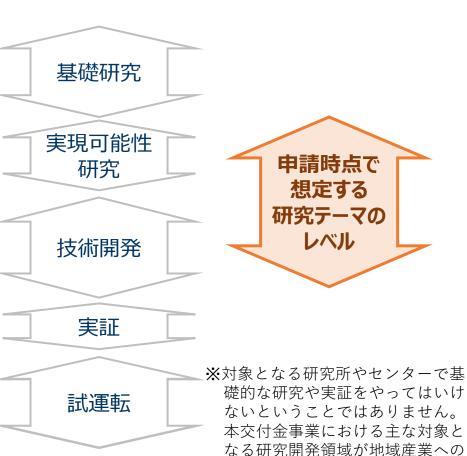


本交付金事業の趣旨(想定する研究開発テーマのレベル感)

- ○大学改革と連動した研究機能の強化に向けたメリハリの効いた投資が必要。
- 〇本交付金における研究開発はTRL(技術成熟度)における3~5のレベルを想定。
- ○プロジェクト推進・自走化を通じてTRL9(事業化)の実現、更に、産業振興・拡大を目指す。

Technology Readiness Level

(TRL) 科学的な基本原理・現象の発見 原理・現象の定式化 技術コンセプトの確認 (POC) 研究室レベルでのテスト 4 想定使用環境でのテスト 実証デモンストレーション 6 実用環境でのシステム・プロトタイプ 8 システムの完成・有効性確認 実運転 事業化(製品販売・運転) 9



おります。

波及を勘案し、上記のような

フェーズ感になることを想定して

本交付金事業の趣旨(大学改革のイメージ)

- ○特定分野に強みを持つ地方大学を実現するため、研究開発・教育のみならず大学改革が必須
- ○特定学問領域・研究分野における特色を出すためには、当領域に対する特区的な優遇措置 (重点投資対象の特別扱い)が求められる

求められる大学改革のイメージ

特色ある大学づくり(特定学問領域・研究分野の強化) を実現するための人事、予算、制度等の特区的優遇装置 や新たな仕組みづくりが必要

部局

- 学部・学科の統廃合
- 新学部・学科・カリキュラムの創設
- • • • •

人材

- トップレベル研究者の招聘
- 若手研究者の育成・登用、テニュア化
- 人材流動性の向上(クロアポ等)
- • • • •

資金

- 対象研究領域への重点投資
- 財源の多様化(外部資金獲得力強化)
- • • • •

組織

- 本事業での大学改革の中期計画への織り込み
- 特例的な採用制度・評価基準
- ・ 地域内外大学間の連携・リソース共有
- • • • •

ガバナンス改革

- 自主的・自律的な改革の実現
- ガバナンス体制・規則・運用方法の見直し
- • • • •

目指すべきこと

"総花主義"からの脱却 優位性・競争力を 伸ばす分野に重点投資

"平均点主義"からの脱却 特定分野に強みを持つ 人材を育成

"自前主義"からの脱却 世界トップレベルの パートナーとの連携

期待成果

く地方公共団体・企業に とって>

(自走体制構築により国費・ 公費支援後も) 大学が地域産業を振興し ・人材を創出し続ける

く大学にとって>

大学の魅力・ 競争力向上を通じて 学生、研究者、企業 を惹きつけられる

「本申請」と「計画作成支援事業」の申請内容のレベル感(イメージ)

- ○本申請に加えて、事務局が計画作成の支援を行う計画作成支援事業を用意。
- ○「計画作成支援事業」であってもテーマの妥当性、中核企業を含めた主要参画主体の具体化、 大学改革に対するコミットメントは必要。

本申請

計画作成支援事業

採択後に支援を開始

評価委員会による評価、内閣府事務 局等による伴走支援の後、本申請へ

			, 3 (3 (20 (3) 1) (2) (3
方向性	テーマの妥当性	本事業の趣旨に沿ったテーマとしての妥当 (地域の独自性・優位性、産業創生の方向性)	
	産業創生・ビジネス モデルの具体性	研究開発・ビジネス化・産業振興 に至る 道筋が具体化	産業・ビジネスの規 成立可能性の初其
・参画主体	参画主体の役割	各参画主体・キーパーソンの 役割・アクションが具体化	主要な参画主体の 役割分担が具体 の
	資金計画	計画具体化	事業(予算)規模 自走時の外部資金
運営・管理	大学改革のコミット	大学改革計画が 具体化 (中期計画等に織り込み) 予算・人事面 で相応の関与が必要	大学改革の方向性 学長が承認
	運営・ガバナンス 体制	事業推進会議・構成員および 運営体制・プロセス の具体化	推進会議•構成員

産業・ビジネスの規模感及び 成立可能性の初期的見通し

、研究・教育テーマ等の妥当性)

主要な参画主体の 役割分担が具体化

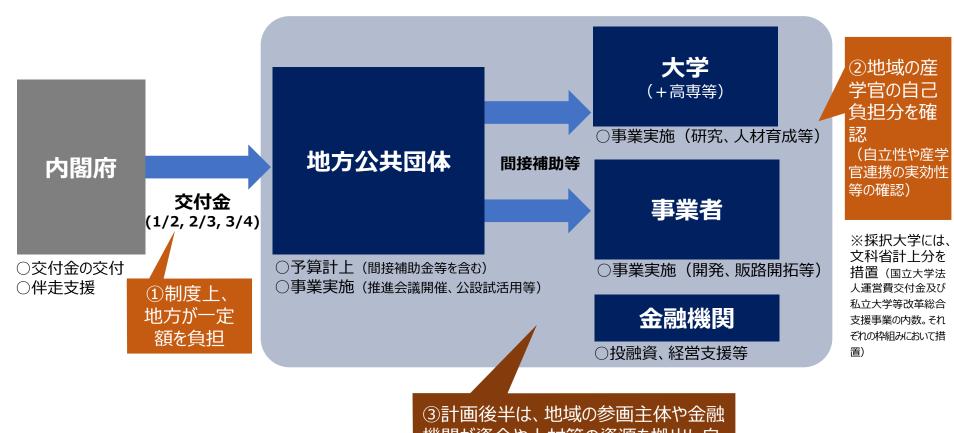
事業(予算)規模感および 自走時の外部資金獲得イメージ

大学改革の方向性とコミットを 学長が承認

推進会議・構成員の初期案

予算執行の流れ

- ○申請者である地方公共団体に大学等における経費を含めて一定の補助率で交付
- ○地方公共団体における地方負担分がある他、大学等へは間接補助
- ○地域の産学官の取組であることから、国費(交付金)に加えて、産学からの相応の自己負担分を確保するとともに、計画後半の自走化に向けた資金計画を立てることが求められる



③計画後半は、地域の参画王体や金融機関が資金や人材等の資源を拠出し自 走化(内閣府は引き続き、事業化等の 伴走支援)

補助率・予算目の考え方

- ○(目)地方大学・地域産業創生交付金と(目)デジタル田園都市国家構想交付金の2つの予算目から交付
 - ※ 本事業への申請に関連して「地域再生計画」の作成は不要
- ○対象経費によって補助率(交付率)が異なる

デジタル田園都市国家構想交付金 (計1,000億円)

地域再生法に 基づき交付 【別制度】

(うち50億円)

地方大学・産業 創生法に基づき 一体的に交付

- 地方大学·地域産業創生交付金 (18億円)
- ○地方大学·地域産業創生交付金
 - = 基盤構築分(国費上限目安額: 2億円/年·件)

対象経費	交付率
①○計画推進 -計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費等 ○推進会議運営 -事業責任者人件費、事務局運営費等 ○産学官連携構築 -産学官連携コーディネーター人件費等	1/2
②大学改革 -大学改革に資する海外・国内からのトップレベル人材の招へいや研究開発・人材育成・産学官連携に係る環境整備、大学の機能強化インフラの整備等	2/3
③先導的研究基盤の整備・活用 -先導的研究基盤・共用設備の整備・活用に向けた 環境整備 等	3/4

- ○デジタル田園都市国家構想交付金活用分
 - =プロジェクト実施分 (国費上限目安額:5億円/年・件)

対象経費	交付率
① <mark>産学官連携</mark> -スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等	1/2
②大学改革による取組 -質の高い教育(リカレント教育を含む)の提供、リスクの高い先端研究・地域実証等	2/3
③先導的研究基盤・技術の活用 -先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究 等	3/4

これらの対象経費を組み合わせ、国費 7 億円(1件1年あたり)を上限目安とする範囲で、地方の産学官連携の取組を支援

法令上定める要件等

- 本事業は、「地方大学・産業創生法」に基づく交付金。地方公共団体が先導し、産学官で地域産業の創出と特定分野に強みを持つ大学づくりに取り組むことを目的。
- 計画の認定にあたっての手続き・要件等が以下の法令等に定められている。

地方大学・産業創生法

基本指針策定、計画策定・認定、認定計画への交付金制度等を規定

- ○内閣総理大臣による基本指針の策定(文科・経産・厚労大臣へ協議)
- ○地方公共団体による、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画案の 作成等のため、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織
- ○基準に適合する計画の内閣総理大臣による認定(文科・経産・厚労大臣へ協議)
- ○認定地方公共団体に対する交付金の交付 等

基本指針

(内閣総理大臣決定) (法第4条)

具体の認定基準、必須とすべきKPI、計画期間、PDCA等を規定

- ○自立性(自走性)、地域の優位性、KPIの妥当性及び実現可能性等の10項目の 認定基準を明記
- ①産業の生産額等の増、②雇用者数の増、③専門人材育成プログラム受講生の地元 就職・起業数、④大学組織改革の実現、⑤産学の取組数の増等KPIを設定
- ○計画期間はおおむね10年。前半(原則5年間)を国が支援、後半は地域が自走
- ○認定地方公共団体は、毎年度事業に係るKPIの検証と事業の見直しを行う 等

その他

(制度・交付要綱、取扱い等)

質の高い取組の採択や、効果的・効率的な事業実施のための仕組み等を規定

- ○国の評価委員会において、書面評価・現地評価・面接評価の複層的な評価を実施
- ○円滑かつ確実な事業実施のため、各地域は首長を補佐する事業責任者を設置
- ○大学の参画要件(定員充足率85%以上等)を規定し、質を担保
- ○地方公共団体職員の人件費等の恒常的な経費や、施設・設備整備のみを主目的と する経費等は交付対象外。

- 本事業の審査においては、評価委員会及び事務局が、申請された計画について下記①-1~5の観点から評価を行う。
- 「計画作成支援事業」においては、今後の支援期間を通じて各基準を満たす計画となる見込みがあるかどうかを評価する。

評価の前提

- ✓取組内容が目指す姿に至るまでの道筋が、ロジカルかつ具体的に示されていること。
- ✓各事業が相互に緊密な連関を有し相乗効果を発揮すること。
- ✓成否に不確実性があること等により民間資金のみでは実施困難な取組に国費を投じているため、進捗や市況に関し一定の仮定が置かれることが前提。 このため、状況に応じた計画細部・KPI・投入資金の柔軟な変更が必要。逆に、計画細部への固執や中核企業による資金拠出額の「確約」は不要。

目 ①-1 産業創生·雇用創出

- ✓中長期的に事業・雇用を創出し続ける産業戦略・ビジネスモデルであること。
- ✓取り組む分野・目指す姿が、独自性を有し、他地域と比較して優位性・競争力があること。
- ✓地域の優位性を活かすため、地域の産業、大学、雇用等の強みや課題について、他地域と比較しつつ把握・分析していること。
- ✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
- ✓地域への新しい人の流れを作り、東京一局集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。
- ①-2 産業創生・雇用創出におけるデジタル技術活用
- ✓デジタル技術を有効に活用していること。

主 ③ 研究開発 な活動

す

- 設定されていること。
- 段と比較して優位性があること。
- と。

⑤大学改革

- ✓産業創生・雇用創出に向け最適な研究課題が
 ✓国費支援期間後にも地方創生に積極的な役割を果たし続ける姿を目指してい ること。
- ✓研究課題に、国内外の他の研究開発や代替手 ✓国費支援期間後にも目指す姿であり続けるための組織・人事・資金・制度・意識 面での改革が行われること。
- ✓地域企業等と連携した研究体制となっていること。✓日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な将来像であること。
- ✓客観的な研究マネジメント体制が敷かれているこ ✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、「自前主義」を脱却すること。
 - ✓大学が新たな組織を作る場合には、将来的に全体が肥大化しないようスクラップ &ビルドの計画を持っていること。

4 人材育成

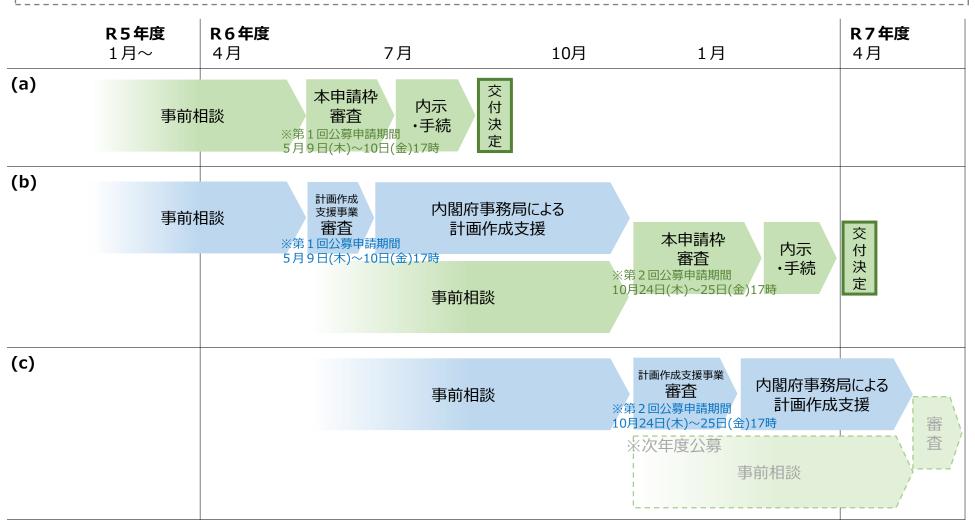
- ✓日本中・世界中から若者 を惹きつける魅力的な教 育プログラムであること。
- ✓創出する産業で活躍する 人材像・職種・業種が明 確であること。

② 事業実施体制・自走性

- ✓首長と学長が、リーダーシップを発揮し、産学官の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓産業界の中核企業等が明確になっていて、応分の負担をしていけること。
- ✓国費支援期間後に自走する見通しがあること。
- ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画を適切に牽引していけること。
- ス ✓ 地域内外から必要十分な産学官の各主体の参画を得ており、かつ役割分担が明確であること。
 - ✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。
 - ✓目標達成までのKPI設計が妥当でありかつ蓋然性があること。

公募スケジュールについて

- ○本申請、計画作成支援事業ともに年度内に2回公募を行う予定です。
 - (a)令和6年度夏頃の事業開始:令和6年度第1回公募の本申請
 - (b)令和7年4月の事業開始:令和6年度第1回公募の計画作成支援事業→令和6年度第2回公募の本申請
 - /令和6年度第2回公募の本申請
 - (c)令和7年夏頃の事業開始:令和6年度第2回公募の計画作成支援事業→令和7年度第1回公募の本申請
 - /令和7年度第1回公募の本申請



【計画作成支援事業】 審査プロセスと 令和6年度公募スケジュールについて

○ 有識者からなる評価委員会において、評価(書面・面接)を実施します。

L			
	ケジュール 第 2 回	プロセス	内 容
事前相談受付 ~4月26日(金)	期間 ~10月11日(金)	事前相談	事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、地域としての自立可能なビジネスモデルの構築や、大学改革の方向性、申請書の書き方等について助言。
公募申請期間 5月9日(木) ~10日(金) 17時	10月24日(木) ~25日(金) 17時	実施計画の提出 内閣府の確認	・実施計画等に関して、内閣府事務局から地方公共団体へ確認すべき事項について質問を送付。
審査期間 ~6月中下旬	~12月上中旬	書面評価	 評価委員会において、書面評価を実施の後、面接評価に進むか判断。 評定による評価だけではなく、事業の改善すべき事項や、構想への助言等審議し、地方公共団体に適宜通知。(面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示)
		面接評価	・ <mark>評価委員会による面接評価を実施。</mark> 事業にかける本気度や、研究開発・人材育成・大学改 革の実施体制の検討状況について直接確認。
内示 7月上中旬	1月中旬	内示	評価結果を内示。不採択の場合でも、今後の再申請に向けた具体的な改善事項を通知。
計画作成支援 ~10月23日 (水)	朝間 ~令和7年5月 上旬	計画作成支援	 採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえ計画作成支援を開始。 内閣府事務局及び専門調査機関による計画案への指摘対応・修正方針に関する相談対応、申請書類の作成方針に関する意見交換。
		本申請	・本申請を行い、複層的な評価(書面・現地・面接)を経て、採択・不採択を決定。

【本申請枠】審査プロセスと令和6年度公募スケジュールについて

○ 有識者からなる評価委員会において、複層的な評価(書面・現地・面接)を実施します。

L			
	「 ジュール 第2回	プロセス	内 容
事前相談受付第 ~4月26日(金)	明間 ~10月11日(金)	事前相談	事前相談を受け付け、事業の満たすべき水準、地域としての自立可能なビジネスモデルの構築や、 大学改革の方向性、申請書の書き方等について助言。
公募申請期間 5月9日(木) ~10日(金) 17時	10月24日(木) ~25日(金) 17時	実施1画の提出 内閣府の確認	 実施計画等に関して、内閣府事務局から地方公共団体へ確認すべき事項について質問を送付。
審査期間 ~7月上中旬	~令和 7 年 1 月 上中旬	書面評価	評価委員会において、書面評価を実施の後、現地・面接評価に進むか判断を行う審議を実施。 評定による評価だけではなく、事業の改善すべき事項や、構想への助言等審議し、地方公共団体適宜通知。(現地・面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示)
		現地·面接 評価	
内示 7月上中旬	1月上中旬	内示	<mark>評価結果を内示。</mark> 不採択の場合でも、今後の再申請に向けた具体的な改善事項を通知。
計画認定手続8月~	2月~	計画提出計画認定	 採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえた「地方大学・産業創生法」 に基づく計画を提出。
交付申請手続 ~8月下旬	~4月	交付申請 交付決定 (条件付与)	

【採択後】事業の実施・伴走支援について

○ 国費支援開始後においても、伴走支援を行います。

計画1年目

事業実施

- 定期的に各地域と内閣府事務局・専門調査機関で打ち合わせ(Web会議等)、フォローアップ
- 地域毎に論点を絞りながら、現地訪問も含めて意見交換を実施。

継続審査

- 評価委員会による、各事業責任者等へのヒアリングを実施。交付条件への対応状況等へ指摘・助言。
- ・評価委員会の指摘を踏まえ、毎年度の事業額については内閣府事務局において精査。

2年目以降

交付決定 (条件付与)

• 前年度の進捗状況に基づき、新たな交付条件を設定し、交付決定。

事業実施

• 引き続き、各地域と打ち合わせしつつ、内閣府事務局として各地域へ伴走支援 (2年目以降も、毎年、翌年度の交付審査の対象)

サイトビジット

- 有識者によるサイトビジット(現地訪問)を実施。事業の進捗について確認を行うとともに、
- 更なる事業展開に向けたポイントをアドバイス。

継続審査

- 必要に応じて、各事業責任者等へのヒアリングを実施。交付条件への対応状況等へ指摘・助言。
- ・評価委員会の指摘を踏まえ、毎年度の事業額については内閣府事務局において精査。(計画の進捗が見込まれない場合は、事業額の減額・廃止等の措置を講じることがある)

事務局へのご相談の受付

- ○計画作成のツールやアドバイスなど、事務局からの支援を実施
- ○R6年度中の申請に向け、内閣府の事務局へのご相談を受付

計画作成の進め方(一例)

内閣府事務局から 制度内容の説明

※計画のご検討に当たっては、 認識合わせのため、一度、内 閣府担当者から説明を聴い ていただきたいと考えています。 地方公共団体から大まかな方向性のご説明

※この時点では、方向性について関係者間で合意されている必要はありません。

※複数案あっても結構です。

地方公共団体による計画作成

内閣府事務局への事前相談

内閣府事務局から 計画深化に向けた 指摘・助言 計画作成支援事業へ申請

本申請へ

事務局へのご相談

◆相談を希望される場合は、ウェブサイトの問い合わせフォーム

地方大学交付金



からお問い合わせください。

<相談内容 例>

制度内容を詳しく知りたい。

構想案の相談をしたい。アドバイスが欲しい(大まかな方向性で構いません)。

◆相談については、1回あたり1時間以内(原則オンライン)により実施いたします。 5営業日前の17時までにご連絡ください。